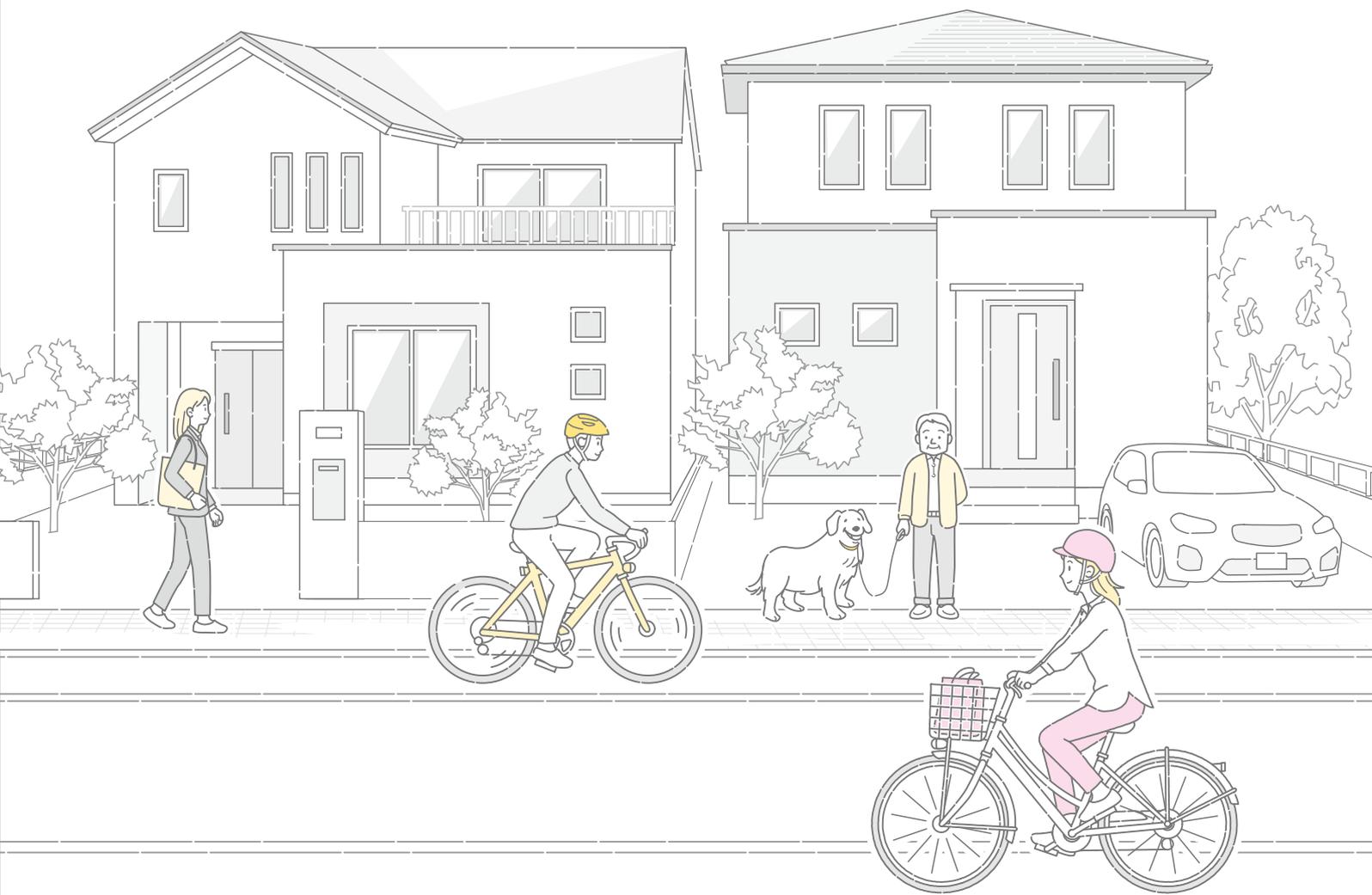


～ 自転車を安全に利用し事故を未然に防ぐ～

ルールを知って 守る日常。



熊本市 × 熊本県警察



ダウンロードはコチラ▲

自転車の利用にあたって

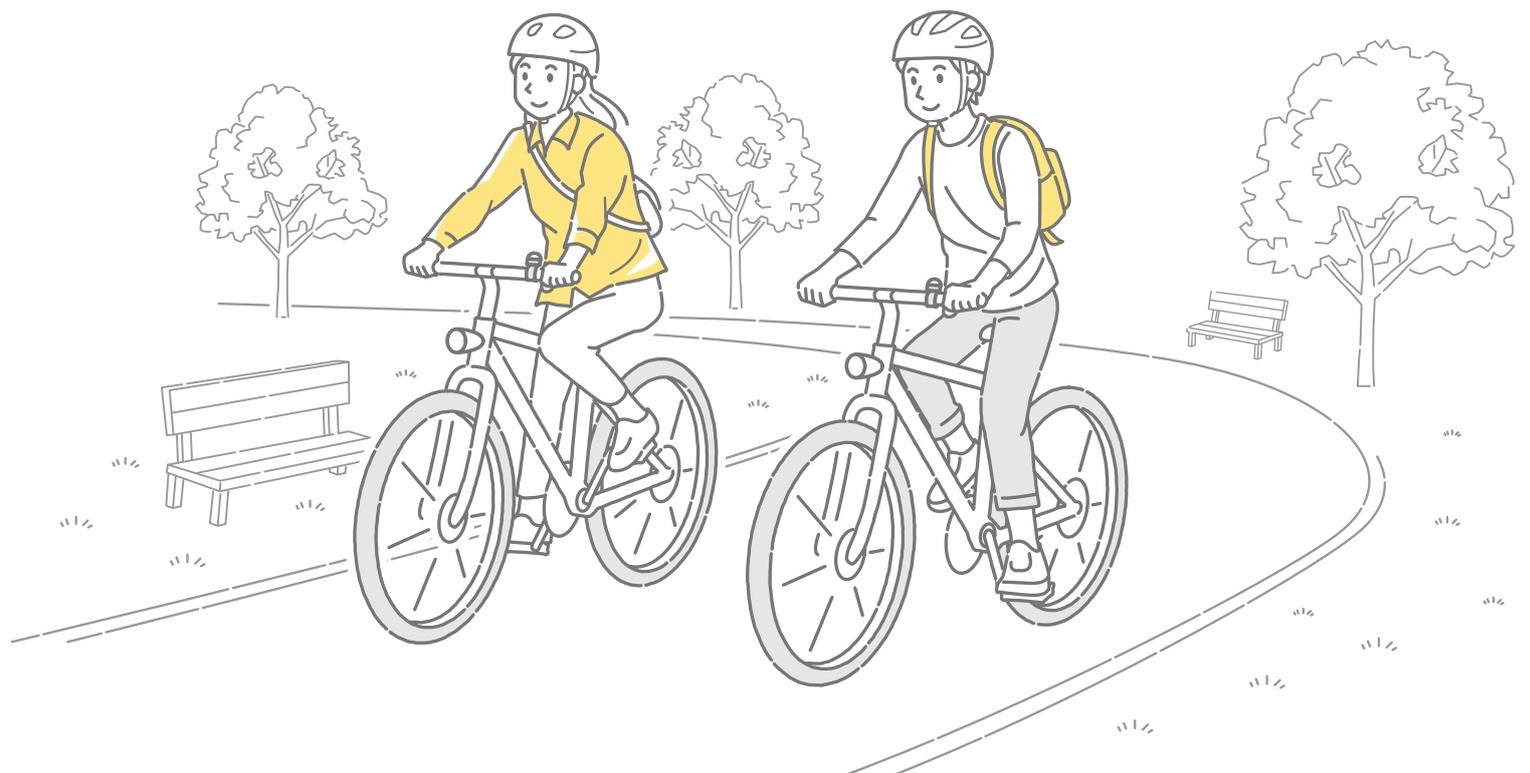
クルマとは違い免許が不要なため、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる移動手段として、熊本市内でも多くの自転車が利用されています。また、近年では単なる移動手段としてだけでなく、生活の質(QOL)*に寄与するものとして、世界各国で自転車の活用が注目されています。

さらに、自転車はCO₂を排出しない環境にやさしい移動手段であるとともに、サイクリングを通じた健康づくりやコミュニティの形成などの役割も担っており、スポーツタイプ車の普及やシェアサイクルの利用も広がっています。

しかし、利用が広がる一方で、自転車の交通マナーや交通事故は今でも大きな課題となっています。実際に、警察庁の統計によると、交通事故全体の発生件数は年々減少しているものの、自転車に関係する事故件数はほぼ横ばいで推移しています。

この小冊子は、熊本県警察の協力のもと、自転車を安全に利用するための基本的なルールをまとめたものです。ぜひご一読いただき、ご自身の身を守るのはもちろん、ご家族など周囲の方が安全安心に自転車利用ができるよう活用ください。

※生活の質:QOL(Quality of Life)・・・生きるうえでの満足度を表す指標のひとつで、毎日が充実し、心身が満たされた生活を送っているか、ということをもとに尺度としてとらえる概念

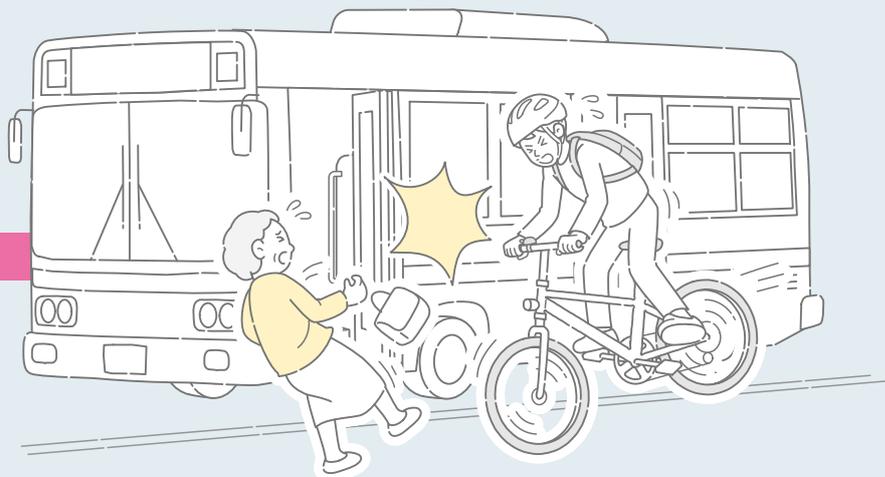


事故事例

これらは熊本県内で実際に起きた交通事故です。
交通ルールを正しく守っていれば防げた事故かもしれません。

case.1 【バス停付近】

バスから降りてきた乗客に、歩道を通行していた自転車が衝突した。



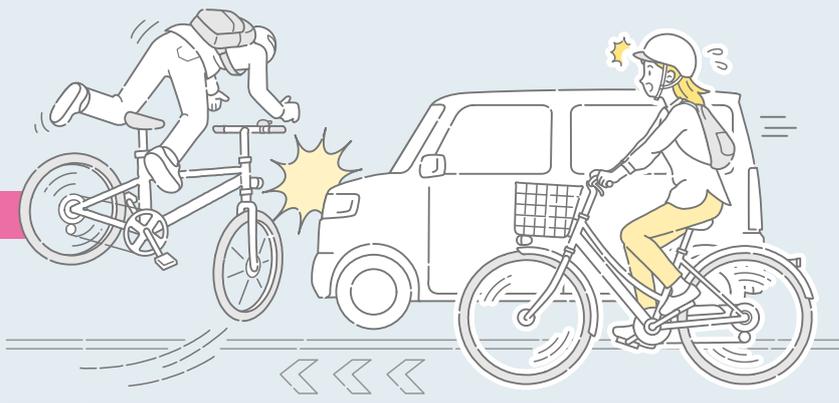
case.2 【横断歩道】

横断歩道手前で停車していたクルマの脇をすり抜けた自転車が、横断していた歩行者に衝突した。



case.3 【直線道路】

道路の右側を通行していた自転車が、クルマと正面衝突した。



事故時の対応

小さな事故でもまずは警察への連絡が必要です。事故にあった直後はわからなくても、後になって体の不調に気付くこともあります。また、警察に届けていないと事故の証明ができず、保険等が適用されない場合もあります。

けが人の救護

周囲の安全の確保

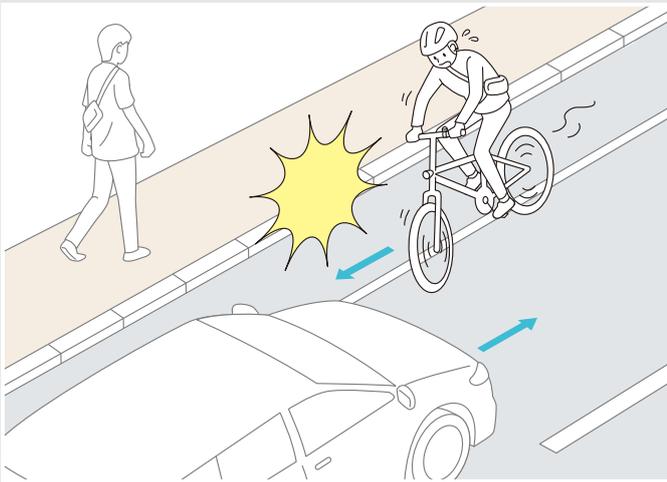
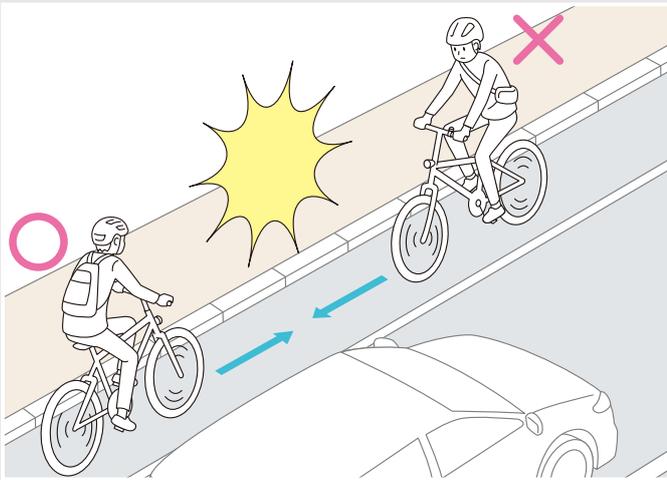
警察に連絡(110番)

連絡先の確認
(氏名・住所・電話番号)

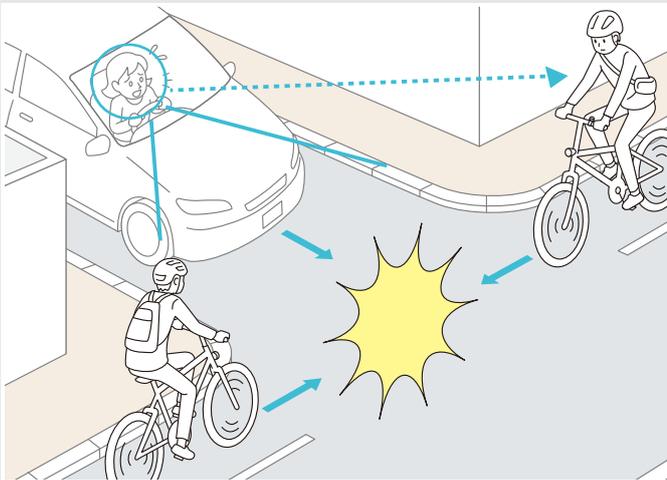
車道の左側を通行

自転車は車道の左側を走るのが基本(原則)です。

右側通行は向かってくるクルマと正面衝突する危険があります。



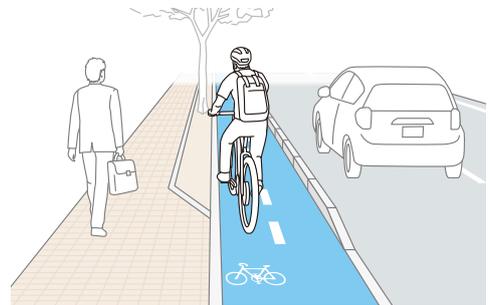
また、クルマのドライバーは左から来るクルマに注意を払いがちのため、自転車の発見が遅れ、事故につながりやすくなります。



車道の左側とは、「歩道と路肩などを除いた車道の左端」のことです。歩道がない道路は歩行者も通行しますので、十分注意しましょう。また、近年は色やイラストが表示された以下のような道路も整備されています。

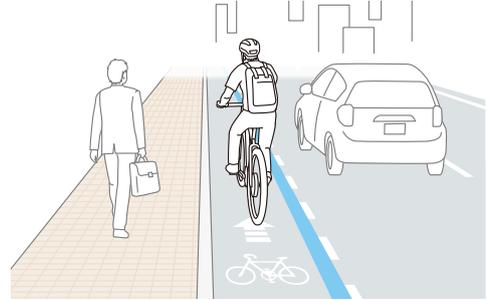
自転車道

縁石などで歩道と車道とに分けられた自転車専用の道路です。自転車道がある場合、自転車は自転車道を通行しなければなりません。



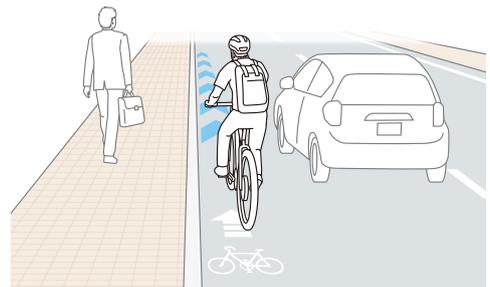
自転車専用通行帯(自転車レーン)

道路標示などで歩道と車道とに分けられた自転車専用の車線です。クルマやオートバイは通行できません。

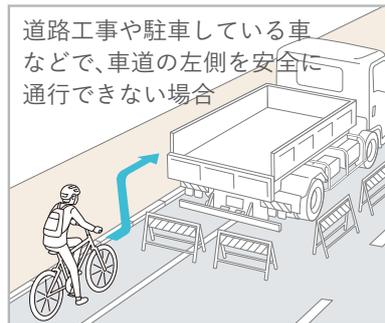
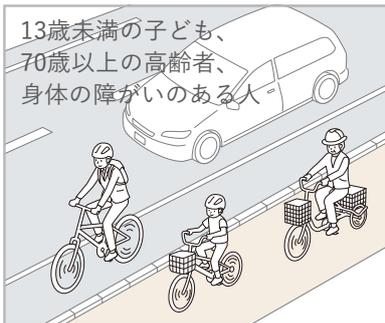


矢羽根マーク(矢羽根型路面表示)

自転車の通行場所の目安と進行方向を示した表示です。自転車専用ではないので、クルマに注意して通行しましょう。



例外的に歩道を通行できるのは、おもに次の場合です。

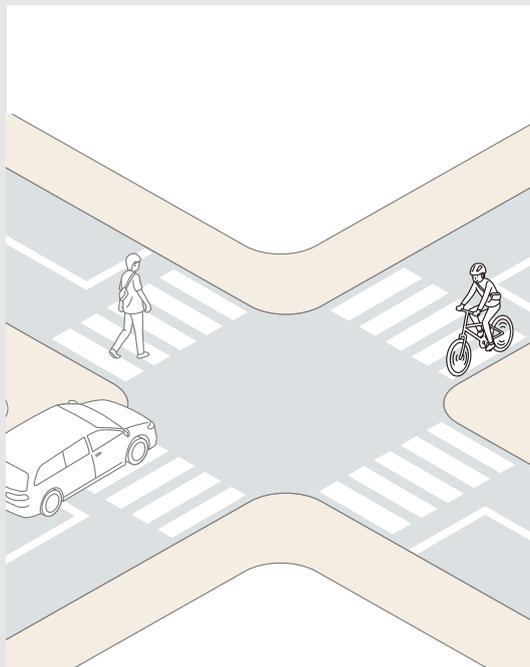


歩道を走るときは歩行者を優先して、車道寄りをゆっくり通行しましょう。

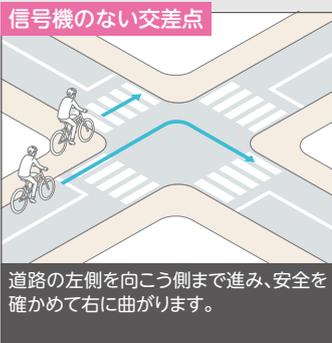


交差点の通行方法

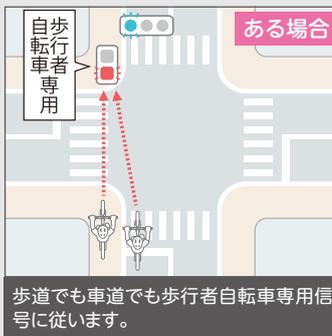
車道通行時はクルマ用の信号、歩道通行時は歩行者用信号に従います。
 自転車横断帯があるときは、車道走行時でも横断帯を通行します。



交差点で右折するとき



歩行者自転車専用信号機がある交差点



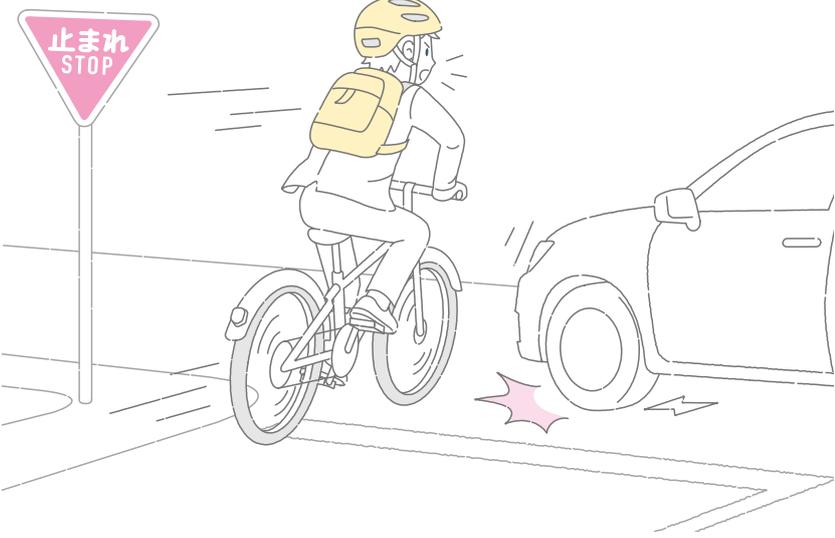
熊本市内でも交差点での事故が多く発生しています。
 周囲の歩行者やクルマに気を配り、安全運転を心がけましょう。

自転車の交通指導取締り強化中！

熊本県警察シンボルマスコット「ゆっぴー」



こんな運転していませんか？



一時不停止
自転車はクルマと同じ仲間。
一時停止は義務です。

【道路交通法 第43条】
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



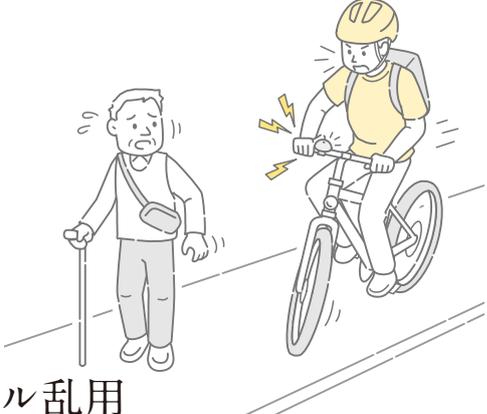
ながら運転
スマートフォンやイヤホンのほか、傘さし運転も危険です。

【道路交通法 第71条】5万円以下の罰金
【熊本県道路交通規則 第11条】



無灯火
クルマから見えないため、事故にあう危険性が高まります。
また、道路の状況が見えないため、非常に危険です。

【道路交通法 第52条】5万円以下の罰金
【熊本県道路交通規則 第12条】



ベル乱用
むやみにならすのは道路交通法違反。歩道を走るときは歩行者を優先して、安全な速度で通行します。

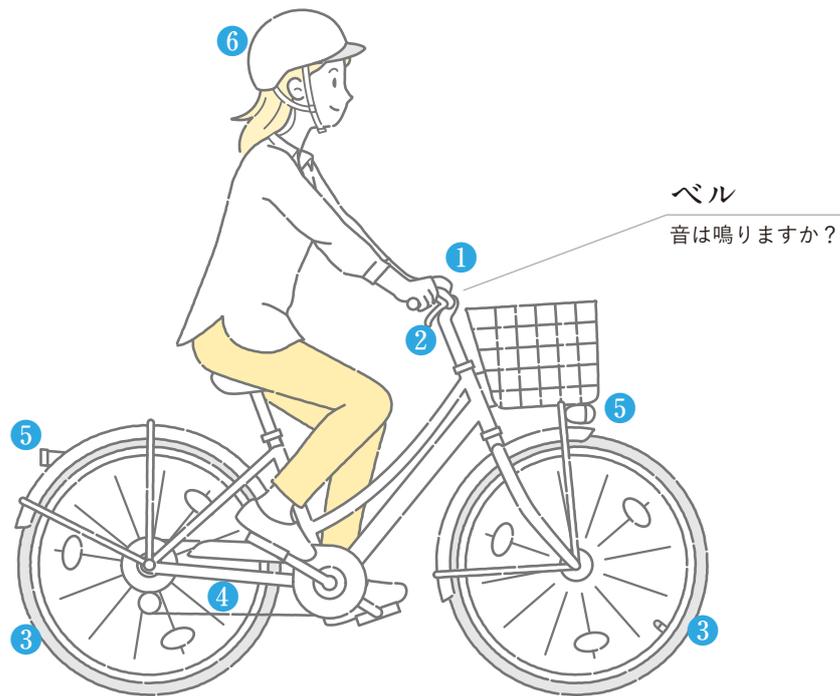
【道路交通法 第54条】
2万円以下の罰金又は科料



飲酒運転
飲んだら乗らないのはクルマと同じです。押して歩きましょう。

(酒に酔った状態で運転した場合)
【道路交通法 第65条】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

点検のポイント



1 ハンドル

グラつきはありませんか？
グリップのゆるみはありませんか？

2 ブレーキ

前後ともよく効きますか？
レバーにあそび(引きしろ)はありますか？
キーキーと音鳴りはしませんか？

3 タイヤ

空気は十分に入っていますか？
ゴムの劣化はありませんか？
針金等の異物は刺さっていませんか？

4 チェーン

錆つきや油切れはありませんか？
伸びて外れやすくなっていませんか？

5 ライト

前照灯だけでなく後方からの視認性を高める尾灯もしくは反射器材も取り付けましょう。

- 前照灯・灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能が必要です。
- 尾灯・灯光の色が橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能が必要です。(橙色か赤色の反射器材が後方に取り付けてある場合は不要)
- 反射器材(リフレクター)・後方だけでなく、前方や横から見える場所(スポークなど)にも取り付けましょう。劣化していないか定期的な確認を。

6 ヘルメット

忘れていませんか？
あご紐はゆるんでいませんか？

各部のグラつきや、ねじのゆるみがないか確認しましょう。
年に一度は自転車安全整備店で点検を受けましょう。

熊本県と熊本市の条例(※)では、自転車損害賠償保険等の加入は自転車利用者の義務となっています。保険には様々な種類がありますので、ご自身やご家族に合った保険にご加入ください。

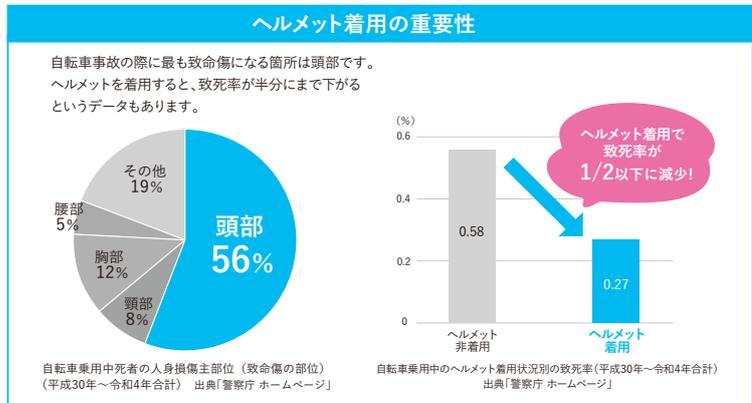
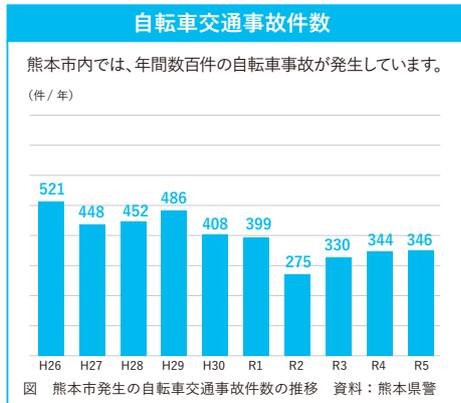
TSマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検した自転車に付帯する保険です。有効期限は1年間ですが、整備士による点検整備で更新が可能です。
個人賠償責任保険	自動車保険や火災保険など任意保険の特約として付帯される保険です。
自転車専用の保険	自転車の事故に特化した専用保険です。

保険により、加入条件や補償内容が異なります。詳しくは保険会社にお問い合わせください。

※熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例/熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例

正しくかぶろうヘルメット

市条例、改正道路交通法の施行により、年齢に関係なくすべての利用者がヘルメットの着用に努めなければなりません。
正しくヘルメットを着用することで、交通事故における致死率は大きく下がります。
様々な種類のものが販売されていますので、お気に入りのものを探してみませんか？



ヘルメットの正しい着用方法

- 正しい角度で着用**
ヘルメット本来の機能を発揮するためには、正しい角度での着用が必要です。
- 左右均等**
ヘルメットの先端がまゆ毛の上にくるように角度を合わせます。(額を出さない) 左右の傾きがないかも確認します。
- あご紐の調整**
あごとあご紐の間に指を1～2本入れられるくらいに紐の長さを調整します。パックルもしっかり締めます。
- 最終チェック**
耳元のねじれやたるみがないかしっかり確認します。

市営駐輪場の利用

市営駐輪場では、7日以上連続した駐輪はできません。
7日以上連続した駐輪が確認された場合は、
保管場所へ移動(撤去)します。
ルールを守ってご利用ください。

■主な市営駐輪場

熊本駅 上熊本駅 西熊本駅
新水前寺駅 東海学園前駅
武蔵塚駅 健軍(商店街・変電所)

その他の市営駐輪場は
市ホームページをご確認ください。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

